

一般社団法人日本開発工学会代議員選挙規定

(目的)

第1条 一般社団法人 日本開発工学会の代議員の選挙については、定款第7条(3)(4)(5)(6)(7)(8)項に定めている。

(選挙管理委員会)

第2条 会長は、代議員の選挙を公正かつ円滑に推進するため、選挙年度の12月末までに選挙管理委員の委員として、個人会員の中から3名以上を指名し委嘱する。ただし、理事及び監事は除く。

- 2 選挙管理委員会は、年度末までに選挙を実施するため投票期間と開票日を決定する。開票日は原則、投票日の翌日とする。
- 3 「選挙方式」を決める。(註1)
- 4 選挙管理委員会は、投票用紙の管理を行う。
- 5 選挙管理委員会は、選挙の結果を確定し速やかに会長に報告する。
- 6 選挙管理委員会は、当選者の確定後直ちに、会長と連名で本人に当選の告知を行い、就任を要請する。
- 7 選挙管理委員会は、会員に対し選挙結果を告知するため、会報やホームページに当選した代議員(以下、「被選代議員」という。)を掲載する。
- 8 選挙管理委員会の責務は、被選代議員の参加する会議の1カ月前までにすべて完了する。

(被選挙権及び選挙権)

第3条 代議員の被選挙権者並びに選挙権者は、選挙年度の前年12月31日現在、本会の個人会員または法人会員の代表者、ベンチャー会員の代表者、賛助会員の代表者でなければならない。

- 2 代議員候補者は5名以上の会員による推薦による。
- 3 代議員候補者は投票開始の1个月前に会員に周知される。
- 4 代議員候補者数は20名以上とする。

(選挙方法)

第4条 投票期間は、投票用紙発送から1カ月間とする。

- 2 投票は代議員候補者の信任投票とする。不信任票が投票総数の半数に達した場合代議員に選出されない。
- 3 被選代議員の信任者数が50名を超えた時は信任数の多い順に選出される。

- 4 無効票の判断は、選挙管理委員会が行う。

(当選者)

- 第5条 選挙管理委員会は、得票上位者から、定款第7条2項に定める20名から50名の代議員を確定する。
- 2 得票数が同数の者が多数いる場合は、選挙管理委員会の責任のもと抽選を行い、当選者を確定する。

(就任の辞退)

- 第6条 当選を告知された者は、特別な事由がある場合、会長に就任の辞退を申し込ることができる。
- 2 辞退により欠員が生じた場合も定数を満たす限り、その補充は行わない。

(被選代議員会)

- 第7条 選挙年度の6月末までに、被選代議員による社員総会を開催する。

付則

1. 本規定は平成25年1月10日より施行される。